

上智大学における帰国子女入試制度

上智大学・武市英雄

1 はじめに

現在、帰国子女受入特別選抜制度を持つ大学は、4年制だけでも150校を越える。しかし、帰国子女としての出願条件や、選抜方法は、大学により微妙に異なっている。

上智大学は、昭和46年度から帰国子女の特別選抜を制度化したが、以来20年近いその歴史の中で、制度はかなり変化してきた。ここにその概要を、私見を交えながら、紹介させていただくこととする。

2 帰国子女制度創設のねらい

昭和44年頃から、大学の諸制度の再検討の気運が高まり、入学者選抜もその対象となった。それまでも毎年数件、海外勤務者の子弟で外国で高校を卒業したものについて、個別に、試験科目の変更などの特別措置をとる事例があったが、「例外措置」をなくし、一般入試は一般入試、特別制度は特別制度として厳正に実施したいという意向から、昭和46年度、「外国高校卒業生入試」制度が発足した。また、制度化して案内活動を行えば、希望者も増えるという見込みもあった。

制度発足の案内には、次のように記されている。

「…外国で勉強されたご子弟は、日本における

いわゆる受験準備をされていないために、十分な実力を有しながらも大学進学が必要以上に困難になっております。…従来とも関係各方面より、外国の高校を終えられた方々の入学に関し、たびたびご照会があり、本学としてもできるかぎり、ご要望に応えるよう努力してまいりましたが、今般これを制度化することといたしました。…この特別入試制度は、人格、学力ともに優秀なご子弟が、ご父兄の海外在勤という事情のために日本の大学入試の壁につきあたられている現状を打破し、身につけてこられた国際性を本学において十分のばされる機会を提供するためであります。…なお、入学詮衡は一般入学者と等しく、きわめて慎重に行いますので、あらかじめお含みおき下さい。…」

ここに示された趣旨は次のように要約できるだろう。

- ① 保護者の海外勤務という止むを得ない事情に対する配慮である。
- ② 日本式の受験準備がなくても実力を示せる形の選抜方法をとる。
- ③ 選抜方法は一般入試とは異なるとはいえ、要求する「実力」は同程度である。

この趣旨を実現するための実際の選抜試験内容は、次のとおりとされた。

- a. 筆記試験（外国語、国語）
- b. 面接、その他

このうち、外国語は一般入試で選択可としている、英語・ドイツ語・フランス語のほか、イ

スペイン語・ロシア語・ポルトガル語の選択も認めるとしている。また、国語は現代国語の基礎的読解力・表現力を問うもので、古典は含まず、一方、一般入試で国語を課さない学部でも必須としている。

また、しかるべき実力を示す受験者がいない場合にはだれも合格とされないことがあり得るとして、募集人員は「若干名」とされた。

3 帰国子女制度の変遷

制度発足から今日までの志願者数・合格者数推移（編入を除く）を、表1に示す。

表1

年 度	志 願 者 数			合 格 数
	11月試験	2月試験	合 計	
昭46	—	16	16	12
47	—	42	42	23
48	—	33	33	21
49	—	37	37	21
50	—	22	22	16
51	—	29	29	24
52	—	41	41	24
53	—	49	49	25
54	29	42	71	41
55	35	38	73	33
56	70	77	147	74
57	102	79	181	87
58	117	77	194	85
59	189	81	270	109
60	229	89	318	127
61	118	123	241	111
62	158	136	294	120
63	230	104	334	116

この18年間、帰国子女制度の中で、選抜試験内容と募集人員については、まったく変更されていない。しかし、選抜の実施時期及びこの特別制度の対象者については、何回も変更されてきた。

[選抜の時期]

最初、この特別選抜も、一般入試に近い2月の初めに行われていた。昭和54年、2月入試に加えて11月にも同じ条件で実施することになった(入学は翌年4月)。これは、6月に高校卒となるものが多い海外の事情に合わせてのものである。

11月入試を開始した当初は、同一人が11月と2月の両方の試験に出願することが可能であった。これを昭和61年、日本の高校に編入して卒業する者は2月入試のみ、外国高校卒業の者は11月か2月のどちらか1回を選択することとした。

[対象者]

どのような経歴の者をこの特別制度の対象とするかについて、着目する点は、前述「趣旨」の第①、第②項、すなわち「保護者の海外勤務に伴う止むを得ない事情」と「日本式受験準備ができない」ことである。

「保護者の……」は、制度発足の案内には記されていたが、実際の募集要項には謳われず、「1カ年以内の研修および短期の留学の場合は認めない」と表現されただけであった。その後も、在外年数の最低条件が1年6か月、2年と、次第に伸ばされはしたが、「保護者の……」が明記されたのは昭和56年になってであった。

このことは、一面では、その頃の日本では保護者の海外勤務によらない「留学」で1年を超える、あるいは2年を超えるものはほとんどなかったという理由もあるが、一面、この帰国子女制度の狙いとして(中心的なものではないが)、止むを得ない事情への配慮でなくても、「海外経験者が入学することを積極的に評価する」

という意図も働いていたものと見られる。

一方、「日本式受験準備ができない」と見られる在外期間条件は、ほぼ3年に1回の割合で、変更されてきた。その変更の方向は、次のようなものであった。

イ. 日本の高校卒業者でも、長期在外の後に帰国して一定の学年以降に日本の高校に編入したものを、対象に加える。

ロ. 日本の高校に編入した時期が早くても、編入以前の在外期間がさらに長いか、あるいは編入先の高校が、帰国子女受入れの特別定員枠を持つ特定高校であれば、可とする。

ハ. 外国の高校卒業者について、在外年数の条件を長くした（前述のとおり）。

こうした変更の流れを見ると、二つの大きな動機が働いていることがわかる。

一つは、この制度の趣旨をできるだけきめ細かく実現しようとする動きである。

もう一つは、この制度適用の対象者を全体としては制限しようとする動きである。

第一の動きは、当然のものである。しかしそれによって、それまで制度の目から漏れていたものもこの制度の下に入り、対象となる者の数は増加する。

この制度の選抜試験は、一斉の筆記試験の割合が少なく、それだけ各学科による小テストや面接の比重が高くなっている。帰国子女とひとまとめにいても、滞在した地域や年数が異なれば言語能力も様々で、それに対する選抜方法を単純化することは困難である。結果として個別対応的性格の強い方法をとることになり、そうした方法は、あまり多くの受験者が出た場合に実施上、また選抜上、難しい点が現れてくる。

上智大学の場合、帰国子女入試を推薦入学試験（11月試験）や、外国人学生入試（2月試験）と抱き合わせて行っているという内部事情（推薦入学や外国人入試の試験の形式は帰国子女とほぼ同じ）から、いっそうそのことが問題となる。

従って、念入りな、かつ学力試験中心でない選抜を行うために、対象者の数のある程度のところまで制限する動機が働くのである。

4 帰国子女制度の将来

今日、帰国子女制度の対象となる人々の層は、急激に増加している。制度の変化はあるが、上智大学の帰国子女志願者数は、10年間に7倍近くになっている。保護者の海外勤務に伴う在外ということは、10年前ほど「特殊なこと」ではなくなりつつある。

それに応じて、大学でも帰国子女特別選抜制度を設けるところが増え、かつてのように、一部の限られた特殊事情のものが一部の特別受入れ学校を志望するのと変わり、全体として、多くの帰国子女層と多くの受入れ学校との関係、互いに選び選ばれる関係になってきている。

一方、日本の教育制度に合わせた学校が海外に幾つも設置されてきたことから、海外に在住したからといって必ずしも外国の制度の教育を受けたとはいえなくなっており、逆に日本への外国の大学の進出も行われるようになってきている。

要するに、多様な形で中等・高等教育を受ける者の割合が増加しているということである。

こうした状況に対応しようとする、大学の入学者選抜は、ますます、統一的な筆記学力試

験を離れ、入学希望者の個々の事情に応じた念入りな選抜審査に向かっていかざるを得ないようにも見える。

しかし、実施上の諸問題を考えると、例えば「面接」という方法をとる対象をいくらでも増やすことには無理があるだろう。また、統一的な「試験」によらずに多くの種類の選抜方法を実施した場合に、どの方法でも「同程度の実力」の者が選抜できているかどうかという問題も、改めて問われるであろう。帰国子女制度は、うまくその対象に入れば、楽に入学できる道だと

というような印象がないとはいえ、もちろんそれは、制度の趣旨に反することである。

いずれ、やはり統一的筆記試験の比重をある程度以上に保ちながら、その試験の内容は、入学希望者各人の、受けてきた教育制度の違いにはあまり影響されずに「実力」を測れるもの、少なくとも各大学でその学生たろうとする者に要求する力が測れるもの、そのような試験内容の工夫開発に、力を注ぐ必要があるのではないかと感じられる。